

『インターネット契約約款』 新旧対照表

箇所	旧約款表記	新約款表記	備考
第8条	(2) 申込者が指定する通常貯金または預金口座の利用が認められない場合。	(2) 申込者が指定する 通常貯金口座 の利用が認められない場合。	文言修正
第9条	第9条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の決済に用いる通常貯金または預金口座を変更したときは、当社所定の変更届を当社に提出するものとします。	第9条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の決済に用いる 通常貯金口座 を変更したときは、当社所定の変更届を当社に提出するものとします。	文言修正
第23条	(1) 口座振替決済方式の場合、当社が指定する期日に、契約者が指定する通常貯金または預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。	(1) 口座振替決済方式の場合、当社が指定する期日に、契約者が指定する 通常貯金口座 から自動引き落としにより支払うものとします。	文言修正
第34条	(2) 契約者が指定する通常貯金または預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。	(2) 契約者が指定する 通常貯金口座 の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。	文言修正
第38条	第37条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。	第38条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。	文言修正